

図書館システム・ネットワークユーザーグループの運営に関する内規

〔 令和5年3月17日 〕
制 定

(設置)

第1条 これからの学術情報システム構築検討委員会規程（以下「委員会」という。）第6条の規定に基づき、図書館システム・ネットワークユーザーグループ（以下「グループ」という。）の運営について定める。

(目的)

第2条 グループは、図書館システム・ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を利用及び「ネットワーク」の構築・整備に参画する者により、学術情報資源の基盤構築、管理、共有および提供にかかる活動を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 グループは、第2条の目的を達成するため、ネットワークの構築・整備に関する次の活動を行う。

- 一 意見や情報の交換
- 二 共通課題の解決
- 三 人材の育成、能力開発

(メンバー)

第4条 グループの構成員は次のとおりとする。

- 一 ネットワークの利用機関および当該利用機関でネットワークの運営、データ構築に関わる職員
 - 二 その他、グループの目的に賛同する機関等で、委員会が認めたもの
- 2 前項二号の参加は、申請手続き及び委員会の承認を必要とする。

(運営)

第5条 グループの運営は、委員会が行う。

- 2 委員会は、運営の事務を行わせるため、作業部会を設置することができる。
- 3 作業部会の設置、その他グループの運営に必要な事項は、別に定める。

(経費等)

第6条 構成員の参加は無料とする。

(サブグループ)

第7条 構成員は、グループの目的を推進するため、課題、地域、設置母体等のまとまりごとにサブグループを設置することができる。

2 サブグループの設置について必要な事項は、別に定める。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、委員会において承認を必要とする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、グループの運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。